

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件名等	(契約番号)4261000270 萱浜地区災害公営住宅建設工事
	履行場所	南相馬市原町区萱浜字巢掛場地内
	種類	工事
	概要	・軽量鉄骨造平屋建て 28棟 ・木造2階建て 10棟 ・集会所 軽量鉄骨造平屋建て 1棟 ・建物及びその付帯施設の実施設計 ・造成、建物、上下水道等その他関連工事
相 手 方	名称	東北建設・積水ハウス復旧・復興建設工事共同企業体
	代表者	取締役社長 太田 常實
	所在地	南相馬市原町区東町三丁目41番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 東日本大震災により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、公募により広く技術提案書を求めて本事業に最も適した事業者を選定する公募型プロポーザル方式を実施した。 プロポーザル審査委員会を開催し技術提案書を審査した結果、上記事業者が本事業の候補事業者に選定されたため、当該事業者と随意契約するものである。	
	工事等担当課名 [ 建築住宅課 ]	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号(第7条関係)

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号)4261000271 小高区東町災害公営住宅建設工事
	履行場所	南相馬市小高区東町二丁目地内
	種類	工事
	概要	・木造平屋建て 14棟 ・木造2階建て 6棟 ・集会所 木造平屋建て 1棟 ・建物及びその付帯施設の実施設計 ・造成、建物、造園(外構)、上下水道等その他関連工事
相手方	名称	中里・東北ミサワ復旧・復興建設工事共同企業体
	代表者	代表取締役 中里 徹哉
	所在地	南相馬市小高区大井字深町48
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 東日本大震災により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、公募により広く技術提案書を求めて本事業に最も適した事業者を選定する公募型プロポーザル方式を実施した。 プロポーザル審査委員会を開催し技術提案書を審査した結果、上記事業者が本事業の候補事業者に選定されたため、当該事業者との随意契約するものである。	
	工事等担当課名 [ 建築住宅課 ]	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 1 0 0 0 2 8 7 亜炭鉱害復旧施設修繕工事
	履行場所	南相馬市鹿島区浮田字上浮田地内
	種類	工事
	概要	曝気配管サイレンサー更新 1.0 式、消石灰溶解槽更新 1.0 式、エアド라이어更新 1.0 式、送水配管取外し洗浄 1.0 式、総合試運転 1.0 式
相手方	名称	三菱マテリアルテクノ(株)常磐支店
	代表者	支店長 瀧澤 恵
	所在地	いわき市小名浜字吹松 15-1
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本工事は、当該業者が製造・設置した機器の修繕工事であり、既存装置との互換性が施工後に必要となるため設置業者である当該業者と随意契約するものである。</p>	
工事等担当課名 [ 鹿島区産業建設課 ]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。